

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【継続審議品目】

(1) 「松谷のミニビスケット」(松谷化学工業株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、個別品目の表示許可に係る審議に入りたいと思います。

初めは、継続審議品目の松谷化学工業株式会社の「松谷のミニビスケット」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 それでは、資料1をごらんください。

審議の概要は、平成27年7月21日に諮問、平成27年8月6日、平成27年11月13日、19回、20回の第二調査会で審議。その後、食品安全委員会新開発食品専門調査会で審議が行われました。平成29年4月7日、第40回新開発食品調査部会で御審議され、指摘事項が4点ほどございました。机の上に配付させていただきました3枚ほどの資料をごらんください。「『松谷のミニビスケット』に係る指摘事項の回答」というものがございます。

指摘事項1は、乳幼児に向け、食品に対して5%の使用制限を設けていることから、本申請品の関与成分につきましても、乳幼児の摂取に関する注意喚起が必要ではないかという指摘を出しております。

2と3につきましては、過剰摂取に対する注意事項、エネルギーの過剰摂取を含めて指摘を出しております。

指摘の4といたしましては、五訂食品標準成分表のソフトビスケットと比較して書いてありますところを、七訂日本食品成分表に改正をお願いしております。

一番最後の3枚目の資料に、表示見本を添付しております。上が表示見本の表でございまして、下が裏面になっております。

指摘1につきましては「カロリー25%オフ」と書いてあるところの下側のところに「本品には食物繊維(高架橋度リン酸架橋でん粉)が多く含まれています。乳幼児向けの商品ではありません」という表示をすることになっております。

下の裏面に、2と3の過剰摂取につきまして、真ん中ほどのところの摂取上の注意のところに「摂取目安量を守り、普段ご利用の菓子類と置き換えて、お召し上がりください」と。これは青文字で表記することになっております。

その一番下の五訂のところでございますけれども、これも七訂に変更しますと回答をいただいております。

また、申請者より自主的ではございますけれども、栄養成分表示の記載方法を変更しますということで、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、一番最後のところのナトリウムが食塩相当量0.2gとなっております。

また、下のほうに行きまして、原材料の記載方法変更という形で表示がされてございます。

追加でありましたところは、食品表示法にのっとりまして、新たに追加をされたところでございます。自主的な改正をされております。

説明としては、以上でございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

それでは、これらについて御意見をいただきたいと思いますが、どなたかございますか。

志村委員、お願いします。

○志村委員 この表示見本の「乳幼児向けの商品ではありません」と書かれているところは、「本品には食物繊維が多く含まれています。乳幼児向けの商品ではありません」というぐあいに読めちゃうかなと思うのです。関与成分の記載とは、括弧の中と外が逆に書かれているので、関与成分と同じような表記をしたほうが望ましいのではないかなと。

下のほうに関与成分が書かれていて、関与成分のほうは「高架橋度リン酸架橋でん粉（食物繊維として）」と書かれているのですが、こちらの「乳幼児向け」というところの表現は食物繊維が頭に出てきているのですけれども、この辺はよろしいのかどうかということです。食物繊維が大量に含まれているというぐあいに読めなくもないということです。

○阿久澤部会長 そうすると、許可表示もこちらのほうがふさわしいと。

○志村委員 許可表示と同じであればきれいかなと思うのですが、ささいなことかもしれないけれども、食物繊維がたくさん含まれているとよろしくないみたいな誤解を招いてしまう可能性もあるのかなと思いました。

○阿久澤部会長 事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 今の志村委員の御指摘というのは、言葉の順番として正しくないだろうという御指摘だということは理解しておりますが、消費者からすると、食物繊維というほうが聞きなれているということがあって、1つ教えていただきたいのですが、ほかの食物繊維を乳幼児がかなり多く摂取することは、問題が生じるものなののでしょうか。

○志村委員 この含有量を5%以下に下さいというのは、少なくともこの高架橋度リン酸架橋でん粉についてのことだったと理解しているのですが。

○消費者委員会事務局 そうすると、この文章だと、食物繊維を大量に含むとだめだよと見えることもあるということではよろしいでしょうか。

○志村委員 見える可能性もあるのかなということです。

○阿久澤部会長 そういう意味では、許可表示のほうもそうですね。関与成分のところに書いてある形に変えてはどうかという御意見なのですが、いかがでしょうか。

大野委員、お願いします。

○大野委員 私は、今、志村先生のおっしゃったことに賛成なのですが、もう一つ別のことで追加してよろしいですか。

今回の表示見本は、こういった形で出されたのを私は初めて見たのですけれども、今まではちゃんと修正したものを出してくれているのですね。これだと、この追加した部分がどのくらい見やすいのかわからない。例えば、ここ一番右の「メープルシロップを含み」の下に、写真は何とかのイメージですと書いてあるが読みづらい。同じような字で書いているのだと、結局読めないで、書いている意味がない。はっきり見えるようにしてほしいということです。

表現のことでもう一つ、「食物繊維（高架橋度リン酸架橋でん粉）が含まれています」ではなくて、「含まれていますので、乳幼児向けの商品ではありません」としておかないと、本来の意図が通じないのではないかと思います。これだと、単に乳幼児向けの商品ではないということだけで、乳幼児によくないということを言っているわけではないと思うのです。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 こういった形で表示見本は、部会には何度か出させてもらっており、これで3例目くらいだと思います。表示見本については、第一調査会、第二調査会で御審議をいただいて、キャッチコピーを直す、許可表示を直すということもございます。同じ製品について、部会でまた御審議いただいて、違う角度での御質問が出ることもありまして、そのたびに、この製版をし直すと、それだけで100万単位のお金がかかりますので、なかなかそれがネックになって、直したくないという話につながりかねないものですから、事務局のほうでこういう形で出してもらえないかと、勝手ながらお願いをしたものです。申しわけございません。

例えば、これで答申が出た後なのですけれども、消費者庁が所管省庁として責任を持ってちゃんとした製版になっているかということは確認をする。そこから先は所管省庁の責任という形で切り分けさせていただければと。先生方がおっしゃった趣旨を踏まえた製版になっているかは、消費者庁が責任を持つという形にさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

○大野委員 それでしたら、はっきり見やすいように書いていただければと思います。左に書いてあるように、私が見ても読めないようではまずいのではないかと思います。

○阿久澤部会長 寺本委員、お願いします。

○寺本委員 私もそれを思ったのですけれども、確かにそういうことをするのは大変だと思うのですが、こんなものは今は簡単に画像でできるわけなので、少なくともこのような形にしますぐらいのものをを見せてくれないと、ここで議論していても、このようなものを入れますよという雰囲気だけでは私は余りいいと思わないので、もちろん製品をつくってしまってから変えるというのはすごく大変なことだと思うのですけれども、画像を変えるだけだったら簡単な話なので、大体こういうイメージでつくりますということはするべきだと思うのです。

もう一つ、そもそも論なのですけれども、特保で乳幼児向けの特保は今まであるのですか。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。

消費者庁、お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 一部の商品ではございますが、ガムでキッズ向けのものがございます。

○寺本委員 それは乳幼児ですか。小児ですか。

○消費者庁食品表示企画課 小児ですね。乳幼児ではありません。

○寺本委員 私としては、乳幼児という言葉の中に特保というもののイメージが全くマッチしないのです。そういうことをここではっきりしておかないと、特保というのは何でもかんでもいろ

いろなことに効いてしまうような感じのイメージを与えてはいけないので、そういうことで困っている人たちに対してやっているのだというイメージをどこかで出さなければいけないので、このことはこれでいいのですけれども、全体の概念として、基本的に特保というのはそういうものだということをどこかで押さえておかないと、乳幼児向けのものもあるのかなという感じになられても困ると思うのですね。

○阿久澤部会長 よろしいでしょうか。

ほかはございますか。

それで、先ほどの志村委員からの御意見、大野委員もそのほうがよいということですが、いかがでしょうか。ほかに御意見はございますか。

高架橋度リン酸架橋でん粉を前にして、「高架橋度リン酸架橋でん粉（食物繊維）」ということ、そして、文章としては、大野委員から「含まれていますので」のほうがいいのではないかということなのですが、そういう形でよろしいでしょうか。

そうしましたら、このように変えたいという指摘をして、その回答については、部会長に御一任いただけるということでよろしいですか。

では、そのようにさせていただきます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 今回の結論に対しては、私は同意します。

今までの特保の文面で、食物繊維が先に来るもの、あるいは関与する成分が先に来るもの、両方あります。この場合に、今のような考えでいった場合に、例えば変更届のようなちょっとした変えるものがありますね。そういうときに、こういう場でコンセンサスがある程度あれば、例えば難消化性デキストリンは「食物繊維（難消化性デキストリン）」とか、「食物繊維（アルギン酸ナトリウム）」という書き方など、見ているといろいろな場合があります。そういう場合には、そういう変更届のときに、今の例のような形で関与する成分を最初に置いて、その後で（食物繊維）という形に統一していこうとするか、それとも、ここの場合だけに、特に高架橋度リン酸架橋でん粉というどちらかという新しい食物繊維であるがゆえに、こちらの関与する成分とするか。私たちはどちらかに決めておいたほうが、消費者庁のほうも今後そういう変更届のときに言いやすいのではないか。というのは、変更届で出てもう決まったときには、ここで幾ら言っても全然変わらないという状況になるので、私は今後検討が必要だろうと思っています。

○阿久澤部会長 山田委員からの御提案なのですが、これについて御意見はございますか。この品目はこれで、今後同様にこの食物繊維について、関与成分を前に持ってきて（食物繊維）としたほうがいいのではないかという御提案なのですが、これについてはいかがでしょうか。

消費者庁のほうはどのようにお考えですか。

○消費者庁食品表示企画課 委員御指摘のとおり、過去に許可されてきている申請品の許可クレームを見ても、括弧の中のものが先に出ていたり、括弧の中のものが後になったりと、いろいろ統一がとれていないというのは現実としてございます。

ただ、一方、どちらの表記に統一すべきかということについて、今回の事例で言いますと、食

物繊維を括弧の中に入れるというほうがわかりやすいのではないかという御意見をいただいている一方で、特保の中で規格基準型の特保というものがございまして、許可クレームが全て決まっているものの表記につきましては、例えば「食物繊維（難消化性デキストリン）」というようになっているものもあるのです。

ですから、どちらのほうがわかりやすいかということについて、すぐに結論が得られるものではないと考えております。今後、申請が来たタイミングで許可クレームというものは設定されるものでございまして、変更届で変えられるものではないということは御理解いただいて、その申請がなされるたびにその都度統一をお願いしていくというように対応させていただきたいと考えております。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

事務局から何かコメントはありますか。

○消費者委員会事務局 今、消費者庁から説明がありましたが、許可表示文言については、消費者委員会の審議を経ない限り「てにをは」であろうが直せないというのがルールになっております。今回に関しては、先ほどこちと確認をさせていただいたように、食物繊維ということがメインではなくて、この関与成分を大量にとることが問題ということなのでこちらを先に書くほうがいいという御趣旨だと思います。そうするとケース・バイ・ケースにならざるを得ないのかなという気はしております。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

では、これはケース・バイ・ケースでよろしいですね。

それでは、ただいまの審議結果について確認をさせていただきますが、整理して、その処理方法等について事務局からお願いしたいのですが、よろしいですか。

○消費者委員会事務局 そうしますと、関与成分名の高架橋度リン酸架橋でん粉を先に出しまして「高架橋度リン酸架橋でん粉（食物繊維）」という文言に。

○消費者委員会事務局 今回は「高架橋度リン酸架橋でん粉（食物繊維）」という形にしますが、今後はその都度ケース・バイ・ケースで考えていくということでよろしいですか。

○阿久澤部会長 両方ともその御説明でよろしいかと思います。審議結果の確認です。

○消費者委員会事務局 「高架橋度リン酸架橋でん粉（食物繊維）」で、許可表示と栄養成分表示を統一するようという形にさせていただきます。

最後に、「含まれています」になっていますけれども、「含まれていますので、乳幼児向けの商品ではありません」という御指摘の内容とし、回答につきましては部会長預かりということでよろしいでしょうか。

○阿久澤部会長 今の内容でよろしいでしょうか。御質問等はございますか。

ないようですので、次の審議に移りたいと思います。

事務局、お願いします。

○消費者委員会事務局 先ほどの表示見本の見やすさ、確認のしやすさということで、どの程度かということを確認させていただきたいと思っております。同じような形で一度御審議をいた

だいて、今、部会長預かりになっているものがあります。この程度のここにこういう形で何色でということがはっきりわかるものであればよろしいでしょうか。

先ほど寺本先生から、製版するのは今いろいろ機械があるのだからという話もございましたけれども、これだとデザインまでいじらなければいけないので、そこにお金がかかるというのが事業者の悩みでして、そのデザインまできっちりするのが今までのやり方だったのを、それをこういうPDF的なものでおさめたいというのが事務局の希望でございます。ですから、今、お配りしたこちらの赤いほうのイメージで今後やらせていただければと思っております。よろしければ、お願いいたします。

○阿久澤部会長 事務局からの今の御説明、御提案のとおりでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。